

## 那須塩原市特定空き家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、特定空き家等解体費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、特定空き家等の所有者等に対しその解体に要する費用の一部を交付することにより、市内に所在する特定空き家等の解体を促進し、もって生活環境の保全及び安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第27号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空き家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 所有者等 特定空き家等の所有者又は管理について権限を有する者をいう。

(補助対象空き家等)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定空き家等であること。

- (2) 不動産業を営む者が所有するものでないこと。
- (3) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、誓約書（様式第1号）を提出できるときは、この限りでない。
- (4) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (5) 故意に特定空き家等に該当する状態としたものでないこと。

（補助対象者）

第5条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する特定空き家等を解体する所有者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 特定空き家等を解体し、及び撤去することに関し所有権を有する者全員の同意を得ていること。ただし、誓約書を提出できるときは、この限りでない。
- (2) 本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者でないこと。

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空き家の全部を解体し、及び撤去する工事であること。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する業者に請け負わせる工事であること。
- (3) 他の制度による補助金の交付その他の補助を受けていない工事であること。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、50万円を限度に予算の範囲内において交付する。ただし、那須塩原市立地適正化計画で定める居住誘導区域内で行う補助対象事業については、70万円を限度とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、特定空き家等に該当するかどうかの事前調査を受けなければならない。ただし、法第14条第1項の規定による助言又は指導を受けているときは、この限りでない。

2 前項の事前調査を受けようとする補助対象者は、特定空き家等事前調査申込書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、特定空き家等に該当するかどうかを調査し、その結果を特定空き家等事前調査結果判定書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に特定空き家等解体費補助金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象空き家の位置図及び現況が確認できる写真
- (2) 補助対象事業に係る見積書の写し
- (3) 補助対象空き家の所有者及び権利を確認できる書類
- (4) 申請者に本市の市税に滞納がないことを証する書類

(5) 申請者以外に所有権を有する者がいる場合にあっては、その全員の同意書（様式第5号）

(6) 申請者以外に所有権を有する者全員の同意を得ることが困難な場合又は所有権以外の権利が設定されている場合にあっては、誓約書

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類  
（補助金の交付の決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、特定空き家等解体費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更の承認申請）

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに特定空き家等解体費補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業が完了した日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、特定空き家等解体費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る請求書又は領収書の写し

(2) 補助対象空き家の解体前及び解体後の写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、特定空き家等解体費補助金額の確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに特定空き家等解体費補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。